

## 第1部 一般音韻論

### 1. 序論

1. われわれは音韻論を、諸言語の音の要素の機能の研究を行う言語学の1分野と考える。すなわち、言語活動における言語音の役割及び、言語記号を形成するための言語音の利用という観点から、言語の諸音声を研究するものである。

上に定義した意味での音韻論は、新しい科学である。この用語は以前は違った意味で用いられていたもので、一見して同じ科学的対象を取り扱っているように見える同じような別の科学との混同が起きやすい。

実際、音韻理論を公式化する以前には、音韻論 (fonología) と音声学 (fonética) を同義語として使用していた。しかしながらある学者は、この2つにそれまでとは違った意味で用いて、この両者を区別した。例えば、ソシュールは、音韻論 (phonologie) を共時的音声学的研究とし、音声学 (phonétique) という用語を音声事実の通時的論的研究であるとしている。それゆえ、特に英語を話す国では《phonematics》、または《phonemics》という別の用語を作りあげた。

それで他の言語学部門のうちでわれわれが音韻論と呼ぶ部門の正確な位置を定めておくのが良いであろう。

### 2. 音韻論と音声学

ソシュールは、ずっと以前に言語活動の2つの基本的側面、話 (パロール) <個人的、具体的現象> と、言語 (ラング) <すべての特定の言語的表出の一般のおよび恒常的モデル> を区別した。話はその主体 (話者) によって変わる物理的現実である。一方、言語は超個人的な価値を有する抽象的体系である。コセリウは、より厳密に、具体的話 (habla concreto)、社会的規範 (normas sociales) および個人的規範 (または、恒常的で固定している特性、しかしながら言語活動の機能と独立している) と、言語的体系 (sistema lingüística) (または言語として機能させるための言語にとっての不可避的な諸特性) とを区別している。

とを区別している。

もし、ソシユールの二元論が体系と現実との対立として理解されるなら、言語は体系と一体となり、言は別の側面を含むものとなる。抽象性と具体性の間に対立を設定しようとするなら、話は具体的な話になり、言語は他の全ての事、ということになるであろう。もし個人的なものに対して、社会的なものを対立させるなら、言語はその時は体系であり、社会的規範である。一方、話は具体的話と個人的規範を含む。話によって話者の表現の創造性、新奇性ということを表わそうとするなら、また言語によって、すべての受領されたもの、および伝統的なものを表わすなら、話は厳密に具体的な話である。そして規範 (norma) は社会的であると同時に個人的なものである。そして体系とは (伝統によって繰り返されて学ばれたものであるような) 言語のある領域を構成するものであろう。

ここにおいてわれわれは、言語という用語を体系的なるものに関して用い、話という用語を具体的な話と同義なものとして用いることにする。

他の側面では、言語学的であるすべてのものは、二つの面を有している、つまり表現と内容、またはソシユールの用語法に従うなら、能記(signifiant)と所記(signifié)である。これらが結合しあって、言語記号を形成している。

話の表出において、所記はそれ自身意味を有している具体的な言及であり、言語の体系において、所記は形態的、統辞的また語彙的な表示の抽象的な規範によって構成されている。同じように、話における能記は、物理的自然性や聴覚可能な具体的音連続である。一方、言語の体系においては、能記はこの音を有する材料を秩序づけている規範によって作られている。意味させることができる具体的概念の数は無限である、一方これらの概念を表すために用いられる手段は、言語の体系内で制限されている。同様に、調音運動とそれに対応する音は、話では無制限であるが、能記の規範は、言語体系内で限られた単位数を有しているにすぎない。

3 . それで、表現の図式において、われわれは二つの事実のクラスを有することになる。その一つは、話において実現せられ、知覚可能な無限に変わる音の数、他の一つは、言語の表現的体系を形成し、個人的または具体的な表出において、理想的なモデルとなる抽象的規則の制限されたシリーズである。

初期の音韻論者にとって、現象には二つのクラスがある、つまり、一つは物理的・生理的なもの、もう一つは実体のない（非物質的）、社会的なものであり、同一の科学的研究分野の対象にはなり得なかった。

最初の現象は、能記の触知可能な材料または、実体である、二番目のものは、その形式（forma）である。

音を研究する、つまり能記の実体を研究する部門は、音声学である。これは、言語記号の音の機能を考慮しない。しかしながら、言語活動で用いられる音だけを研究する。この音の材料を並べる規範、つまり能記の形式を研究する部門が音韻論である。

音声学は資料的な事実を操作し、音韻論は純抽象的に非資料的（非実体的）、形式的な事実（これが体系を形成している）を研究する。

4 . 音声学は、音それ自身の要素をその物理学的及び生理学的現象の現実の中で研究する。そして、しかじかの音はどのように発音されているか、またはどのような聴覚的效果を作るかという問題を提出する。しかし、言語的意味作用との関係は完全に無視する。それ故、音声学は、人類の言語活動の音の実質的分野の科学であると定義することができる。

能記の機能は、それを他のすべての所記より弁別している一定の意味を呼びおこす機能である、つまり弁別的機能である。この機能を果たすためには、能記はお互いに区別されていなければならない、それゆえ、能記を構成する要素はお互いに明確に区別されている必要がある。表現的材料、つまり音声は、体系の形式によりこの目的のために秩序付けられていなければならない、能記の弁別的な一連の

要素と区別しなければならない。弁別的な要素は、ある特定の能記において、他のすべての所記の内の特定の所記を区別するものである。このためには、これらの要素の数は、限定されたものでなければならない。それで言語の音的要素の機能は、単語の意味とか、句の意味を区別する機能であり、話し手と対話者の間のコミュニケーションを確実にするという機能である。

音韻論は、意味作用の違いと結びついている音的差異、弁別的要素の相互的行為、また能記を形成するためにどのようにそれぞれを結びつけるのかについての規則、を研究するのである。音声学者が研究する音的複合体には、聴覚的、また筋肉運動的な特性等があるが、音韻学者にとっては、そのほとんどが重要性を欠いたものであり、意味作用の弁別的価値を有しているものだけが、本質的なものである。音声学者にとっての音声と、音韻学者にとっての弁別的ユニット（単位）とは合致しない。音韻学者は、言語の機能を果たしている特徴的なものだけを、音声の中で観察するのである。

5 . しかしながら、音韻論と音声学は混同すべきではない。そのお互いの目的はことなっているのであるが、正確にまた上手く記述されている音資料から、音形式の抽象的単位を抜き出すための出発点として、音声学を排除することはできない。その抽象的な単位が音韻論固有の対象である。言語音を質量化（materialiación）することによってわれわれに与えられることになるデータにもとづき言語を把握していることを失念すべきではない。このような物理的（調音的および聴覚的）標識によって、言語の形式的な体系を形成している抽象的な集合体を選び取るのである。このような標識（または他の等価物、しかし物理的なものでもある標識）なしには、これらの集合体を識別することも、区別することもできないであろう。音声学と音韻論の間の橋わたしは必要である。視点は違っているが、両者ともに言語学的な分野である。音声学は一般的に音を研究せず、例えば Coseriu が言うように、形成された音実体、つまり言語活動の諸音を研究する。そして、音韻論は純粋な形式を研究するのではなく、音実体の形式（formas de sustacia fónica）を研究する。

## 6 . 音韻論と共時論・通時論の二元性

ソシュールは、言語を研究する目的によって言語学を二つの対立する分野に分けた。もし同時性の軸(eje de las simulaniedades)に沿って記述しながら、言語のある状態を探求するなら、それは共時言語学となり、逆に継続性の軸(eje de las sucesividades)に沿って、言語の変形と進展の過程を研究するなら、それは通時言語学となる。ソシュールにとっては、この二つの方法論の対立は不可避なものである。

そして、言語のこのような体系としての研究は、静止的であるか、または通時的なものである。なぜならば、体系は同時性であり、また同時に継続性ではありえないからである。この原理に基づくならば、音韻論と呼ばれる記述的音声学から、歴史的音声学を切り離さなければならない。もし音韻論が音要素の機能、つまり体系を研究するのなら、この分野は立派に共時論であると信ずることができるであろう。実際、最初の音韻論的研究は、共時的特質の研究であった。

しかし1928年、つまり独立の科学としての音韻論の最初の年に、すでにこの科学の主唱者達は、この方法は言語の発展の研究、つまり通時言語学にも応用可能であるという事実注意到注意を促している。ある特定の言語の状態の音韻的体系の研究である共時音韻論とともに、歴史的または通時的音韻論が現われた。それによれば、諸言語の音的事実の発展は、変化を受ける体系との関係において研究されるべきである。それで音韻論は必然的に共時論的分野だけでなく、その方法論は通時論的探求にも敷衍しうるということである。

通時論的事実に向けられた研究の不十分さと比較して、共時論的研究の成果の豊富さは、必然的に共時論的探求は通時論的探求に先立ったものであるということになる。

Coseriu 明確に述べているように、共時論と通時論の自律性は、研究する対象、つまり言語活動には属さず、研究分野つまり言語学に属している。

共時論はある一つの抽象、つまり言語のある状態を観察する。そ

ここでは言語活動の現実は言語を作るという事実が明らかにされる。通時論は、言語の体系的形成はどのようになされたのかを研究する。

## 7．音韻論と文法

ある学者は、音韻論という用語を言語における機能という視点から考察される言語学的なすべての事実の研究にまで広げている。

それゆえ、内容の形式的な要素の機能や体系または言語学的記号の意味を研究するであろう形態論的音韻論、統辞論的音韻論、語彙的音韻論があることになる。これらの要素（言語活動の形態的・統辞的・語彙的カテゴリー）は、科学的文法（規範的な文法ではない）の対象であるべきである。

音韻論は音要素の機能的・構造的な研究に、また（機能的・構造的）文法は、内容の要素の機能・構造の研究にあてるべきである。なぜならこの要素の二つのタイプの間には Martinet が、言語活動の二重調音と呼んでいるものによる本質的な相違がある。実際、言語活動は意味作用と音形式を持っている言語学的記号を、連続した単位として調音されている。この二つの側面の研究は文法学の仕事である。

これらの単位は、ことなつた能記をもつことによって区別される。能記は一定の音形式を持ち、それ自身では意味を欠いていることによって特徴付けられる弁別的要素を継続的単位として調音されるのである。この一つの側面にだけかかわる単位、つまりこれを研究することが音韻論にかかわることになるのである。

## 8．音韻論と言語活動の三つの側面

Karl Buhler は、人間の言語活動を三つの側面に区別した。つまり話し手の徴候または表現(kundgabe)、聞き手に対する始動または要請(Auslösung)と内容のシンボル、または表示(Darstellung)。この3区分は Trubetzkoy によれば、言語活動の音分野にも応用可能である。

誰かが話をすると、われわれは誰が、どのような音調で、何を言

うのかを区別できる。聴覚的印象は単一的であるが、ある音的な質は話し手の表現的徴候として知覚され、聞き手にある一定の感情を引き起こすほかのものが最終的に単語の意義とか、それによって形成される文章を認知させることになる。

音韻論はこれらの三つの分野の研究を包含すべきかどうかについて議論された。象徴的なものの分野での音韻論的単位は、意味作用の区分をしているものであることに、なんらの疑いもない。しかし徴候(síntoma)と始動(actuación)を反映している音的要素は、言語ではなく、話の本来的な特徴のようである。というのは、表現する具体的な話し手と、それに対する聞き手の存在を必要としているからである。さて、すると徴候と始動というこれらの特徴がそのようなものとして認められるためには、それらは規範的であり、社会的共同体にとって有効であり、具体的な個人に依存していないことが必要である。つまりそれらは体系的でなければならず、それによって言語の超個人的体系に属するものでなければならぬ。徴候と始動の音的手段は、意味作用の区別のために用いられるものとして固定され、慣習化されているもので、音韻論はまたそれを研究しなくてはならないのである。それで、Laziczius によると、音韻論は三つの部よりなっていることになる、つまり徴候(síntoma)の音韻論、象徴(símbolo)の音韻論と始動(actuación)の音韻論である。

9 . 言語活動の徴候的機能は話者を性格付けるということに存する。

言語活動でこの目的に役立っているすべてのものは、徴候的機能を果たしている。しかしながら、音韻論にとっては、記号の伝統的体系を考慮するが、言語の中で機能している徴候的音要素だけが問題となる。つまり自然的なすべてのもの、心理的に条件づけられたものは、その分野(音韻論)の外にある。話者の声は、彼の年齢、性別、健康をわれわれに示すことがある。しかしながら、これらのものは、伝統的な体系を形成せずに、超言語的伝達にすぎない。言語は社会的制度であるので、ある世代、ある社会階級、性、文化程度、一定の地域的起源に固有なものとして話者を特徴づける音的手段(medios)は、伝統的なものである。勿論、これらの徴候的音要素

は、言語によって変る。例えば、ロシア語で男性の普通の会話での強音の[o]は、女性の発音では間隔の違う[o]に代って[wa]と発音されるほど広くなるのに対して、語頭においても語末においてもその間隔に違いはない。

女性の会話での同じような表われが *Vertientes* や *Tarifa* (グラナダ) で見られる。そこでは語尾の-s を男性は発音しないのに対し、女性はそれを発音している (G.Salvador.*Orbis*.1.19-29)。スペイン語では、小辞の-ado の語尾の発音が話者の文化程度を知らせることがある。文化程度によって[á<sup>d</sup>o], [áo], [áú]と発音される。また、ある音の交換が社会的に話者を特徴づけることがある、例えばスペイン語の普通の舌端[l]が軟口蓋と交換するのは、話者がカタルーニャの出身であることを示す。

10. 始動的機能 (función actuativa) を有する音要素は、別のクラスに属するものである。これらは一定の感情を聞き手に伝える役を果たしている。また、これは、超言語的伝達ではあるので、話し手が話しをとぎらせ、叫び声やため息などのような自然感情の表面化であるので、本来の音韻的なものから区別しなくてはならない。これとは逆に、一定の機能を果たし、伝統的である言語的現象においてのみ観察可能な始動的手段を考慮しなければならない。たとえば強音の長母音の伸長、ドイツ語での先行子音の伸長 (consonante precedente)、フランス語の所謂、accent d'insistance などである。

これらの音韻的始動手段の特性は、特に一定の情緒を伝えるのではない。それは単に具体的な話の中で文脈によって与えられている。それらは、情緒的言語活動から中立的言語活動を区別している。この二つの喚起的また徴候的機能は、文芸語、特に詩において大いに重要性を持っている。そこでは、規範的な言語で固有性を欠いている音要素は、表現的、始動的または表示的価値を獲得する。

両者を感情喚起的、または表現的機能として一つのものにまとめることができるであります。

描写的機能と表現的機能の音的要素の間の根本的違いは、描写的

機能と能記との関係は事前に予見できるものではなく、また表現的機能と能記との関係はある意味内容と関連しあっているので、予見できるものである、というところに存する。例として(Pilch,p.63によれば)ドイツ語では、短母音と長母音の違い(*Blüte/bliühte*, *Ruth/ruht*)の違いは、相関的な違いを示しておらず、意味内容において事前に予見できるものではない、これに反して、*was*, *lies*, *Hass*等々の/s/を通常に発音するのと、長音で発音することによる表現的違いは、意味としては同じであるが、通常表現と強調表現の違いである。

11. しかし、Trubetzkoyによれば、音韻論のこの二つのセクションは、その重要性において象徴の音韻論(Lazicziusの観察によって開発された唯一の音韻論)とは比較することは出来ない。一方、象徴の音韻論においては、すべての自然にある音手段(たとえば、オノマトペ)の象徴化は、言語の枠外にある自然の直接的模倣である、一方徴候的、始動的分野においての、自然なもの、また伝統的なものは、合体し折り重なってしまっている。さきに二重母音として引用したロシア語の[o]の女性の発音は、女性の声をともなっており、ドイツ語の母音の伸張は情緒的色調をともなっている。象徴の音韻論は、言語の音手段全体を含む一方、他の二つの分野は、徴候的、象徴的な音手段の内の限られた数を取り扱うだけである。このようにしてトルベツコイは、それらは音声的文体論の一部である音韻的文体論に区分けすべきであり、象徴の音韻論のために、音韻論という名称をとっておくべきである、としている。

## 12. 音韻論の限界と諸部門

総括的に言えば、音韻論は他の言語学的分野と関連している：

- a)音声学として、言語活動の音要素を研究する。
- b)文法学として、言語の体系内で果たしている機能という視点よりその対象を研究する。
- c)一般的言語学として、その興味を通時論、または共時論に向ける

ことができる。

d)文体論として、能記の表現の分野で、人格的または集团的《文体》文体を反映することができ、また文学研究の助けとなる事が出来る。

13. 音韻論の目的は、それゆえこれらの事実が言語の経済において果たしている機能に基礎を置いて、音的事実を分類することである。

音的要素の機能は、研究されている意味的単位によって変化する。その機能は単語またはその最も小さい意味構成要素、意味素や形態素<または句、つまり語グループ>（単語の中に入れても入っていないなくても、それらが固有の意味を保持している時）としてとらえることが出来る。音的要素が考察される二つの意味単位の各々において果たしている機能に注目すると、語の音韻論（またはその構成要素、形態素、意味素）と句の音韻論を区別しなくてはならない。

14. 他面、音的要素は唯一の機能のためにだけに役立っているのではない。既に見たように、その第一義的な機能は、他の言語学的記号より、ある言語学的記号を区別することに存する。即ち、ある一定の概念を示す音声的複合体は、それが語彙的であれ、形態的であれ、また統辞的であれ他の概念を示すものと違っているべきである。語の音韻論では、音的要素はお互いに単語の意味を、形態素または意味素で区別すべきであり、句の音韻論では、お互いに句を区別すべきである。これは、相異的または弁別的機能である。例えば *ala, ara, asa, ama, haga, ata, hacha* という語において、子音 *l, r, s, m, g, t, ch* は、それによって語の意味が違ってくるので弁別的機能を有する。上昇的または下降的イントネーションは、次の二つの句を区別する。¿*Donde está?* *Donde está.* そしてそれゆえに弁別的機能を果たしている。

しかし、弁別的機能と共に、音的要素は他の機能、つまり話連鎖の中で文であれ単語であれ、お互いに意味的単位を分けることに存する機能を果たしている。これは限定的または境界決定的機能であ

り、これはお互いに単語（または意味素や形態素）または句を区別させている。、ディスコースの連続的要素間での対立(contraste)、または対立的機能(función contrastiva)は、この二つの目的、相異化(diferenciación)と限定化(delimitación)を果たしている。

単一の意味的単位（単語または形態素、意味素）の中でその機能を果たしている音的要素は、言語によって非常に異なっている。一方、句の図式の中で機能を有している音的要素は、より一般的であり、言語でお互いに類似している。それで語の音韻論の研究は、より興味があり、それは各言語の独創性をより明瞭に示している。

15 . 一般音韻論は、次の分野を含むことになるであろう。

#### A) 共時論的音韻論

##### 1 . 語の音韻論

- a) 音的要素の弁別的機能
- b) 音的要素の境界的機能

##### 2 . 句の音韻論

#### B) 通時音韻論

勿論、われわれは、特に語の音韻論に関して研究をする。それはこの分野が最も研究されているからではなく、それが音韻理論の基本的な部門であるからである。

参考文献：番号。

1, 2, 3, 8, 10, 14, 17, 18, 19, 20, 22, 24, 26, 27, 28, 31, 32, 35, 36, 39, 64, 70, 80, 81, 85, 93, 94, 96, 99, 100, 101, 102, 107, 109, 110, 116, 121, 122, 123, 129, 137, 138, 139, 149, 154, 155, 157, 158, 159, 160, 170, 172, 178,

188, 190, 194, 194, 196, 198, 199, 210, 213, 214, 215, 217, 219, 225, 226,  
228, 234, 243[p.5-30], 249, 254, 261, 264.